

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p>住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等 (住民基本台帳法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号30,108) ※重点募集テーマ 「デジタル化」</p>	<p>豊田市／神戸市 (総務省、法務省、国土交通省／総務省、法務省)</p>	<p>国、地方自治体等が、法令に基づき、住民票の写しの添付を求めている事務や、公用請求により最新の住所確認を行っている事務などについて、住民基本台帳ネットワークシステム(※1)から本人確認情報(※2)の提供を受けることができるようにする。</p> <p>※1 市区町村と都道府県が連携して構築。住民基本台帳法別表に定める事務の処理においてのみ本人確認情報の提供を受けることが可能。</p> <p>※2 氏名、生年月日、性別、住所及びこれらの変更情報(転出、死亡等の情報)。</p>	<p>各省庁や自治体に対して住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。</p> <p>また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各省庁や地方自治体に対する悉皆的な調査の結果(新たに住民基本台帳法別表に追加することを想定している事務等)をお示しいただきたい。 ○ 住基ネットの利用対象事務を拡大するに当たり、費用対効果について検討する際は、単に金銭的な多寡だけでなく、公用請求を必要とする行政手続等の処理期間の短縮といった政策的な効果も踏まえ、判断すべきではないか。 ○ 現在、住民票の写しを必要としている事務において、住基ネットで取得可能な本人確認情報以外の情報を確認している場合には、当該事務を行う上で真に必要な情報を精査する必要がある。 その上で、本人確認情報で足りるものは住基ネットの利用を原則とすべきではないか。 ○ 住基ネットの利用拡大に当たり、個人情報保護・セキュリティの面についても問題が生じないように万全を期していただきたい。 ○ 住基ネットの利用の徹底について通知を行う時期をお示しいただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
2	<p>補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律) 【システム構築】</p> <p>(管理番号73) ※重点募集テーマ 「デジタル化」</p>	<p>宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、富谷市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合 (デジタル庁)</p>	<p>国の各種支援制度は、各府省の分野ごとに公表されており、地方自治体において、目的に見合った補助金等の検索や関係制度の調査に時間を要している。</p> <p>このため、補助金申請システムであるJグランツを活用し、以下の機能を実装する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省の補助金等に関する情報（事務連絡、Q & A等）を一元的に確認できる機能 用途や地域特性に応じた補助金等を地方自治体等が検索しやすい機能 支援制度に関する質疑応答や活用実績等を、国・地方の双方向で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できる機能 	<p>補助金申請システム（Jグランツ）は、各補助金等の概要を一覧して確認できるようになっており、また、検索機能についても、利用目的や地域要件等を指定することで、用途や地域特性等に応じた補助金等を検索することが可能。</p> <p>各補助金等の担当者が補助金等の詳細ページの内容を設定できるようにしており、資料の添付や外部リンクの記載等によって、よくある質問への回答や活用実績等の情報を掲載することも可能。</p> <p>引き続き、システムの利便性向上に向けて、各補助金等の担当者と連携していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、Jグランツにおいては、事業者に対する直接補助金の掲載が多くを占めている。今後、地方自治体にとっての利便性を上げるため、間接補助金や地方自治体が最終受益者となる交付金も確認できるよう、Jグランツを活用する補助金の要件を見直すなど、地方自治体のニーズを踏まえた検討を進めていただきたい。 ○ 各地方自治体に適した補助制度を提案する機能を追加するなど、補助制度の調査に係る職員の負担軽減に向けた検討を進めていただきたい。

	提案	提案団体 (関係府 省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	<p>戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大 (戸籍法) 【法律改正】</p> <p>(管理番27, 45, 46) ※重点募集テーマ 「デジタル化」</p>	<p>東京都／ 茅ヶ崎市／ 茅ヶ崎市、 熊本市、指 定都市市長 会 (総務省、 法務省)</p>	<p>戸籍情報連携システム (※)について、以下の 措置を講ずる。</p> <p>①利用対象事務が戸籍事 務に限定されているため、 旧氏の住民票への記載な ど、住民基本台帳法に基 づく事務についても利用 できるようにする。</p> <p>②利用対象者が市区町村 に限定されているため、 都道府県が地方税の賦課 徴収事務を行う際に利用 できるようにする。</p> <p>※ 令和6年3月から運用を開 始。戸籍謄本の広域交付につ いては、本人等による請求の 場合に加え、同一市区町村内 に限る公用請求の場合に利用 を可能とした。</p>	<p>【提案①について】</p> <p>戸籍情報連携システムによる戸 籍情報の参照については、戸籍法 に定められた届出の際の戸籍謄本 等の添付を不要とするものであり、 旧氏の登録等をはじめとする住民 基本台帳法に基づく事務において 利用することは認められていない。</p> <p>なお、当該事務において戸籍情 報の確認が必要な場合には、公用 請求による広域交付が可能となっ ており、事務処理上必要な事項の 確認が可能となっている。</p> <p>【提案②について】</p> <p>戸籍情報連携システムは、その 制度上、戸籍事務のためのみに用 いることができるものであること から、市区町村の戸籍担当部署に おいて利用が可能となっている。</p> <p>そのため、戸籍事務を取り扱う ことがない都道府県において戸籍 情報連携システムを利用して戸籍 情報を閲覧することについては、 戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微 度からすると困難であり、慎重な 検討が求められるものとなる。</p>	<p>【提案①②について】</p> <p>○ 都道府県をはじめとする地方自治 体の事務処理において、アナログ的 な手法による多大な負担が生じてい ることは明確である。地方自治体職 員の担い手不足が懸念される現在に おいて、行政の効率化やデジタル化 を進め、都道府県及び市区町村の負 担軽減を図る観点から、すでに構築 されている同システムを利用できる よう検討すべきではないか。</p> <p>○ 戸籍情報は、市区町村の戸籍事務 だけでなく、他の行政事務でも広く 利用されている。そうした戸籍情報 を利用する事務を一体的に捉え、同 システムを利用できるよう検討すべ きではないか。</p> <p>○ このほか、地方自治体が抱える課 題を解決するため、さまざまな方法 を検討していただきたい。</p> <p>○ 戸籍法の趣旨や個人情報の機微度 といった形式的かつ抽象的な理由か ら実現困難とするのではなく、厳密 な情報管理の方策を検討するなど、 柔軟な視点を持って検討していただ きたい。</p> <p>○ 同システムを所管する法務省は、 地方税事務を所管する総務省の意見 を聞きながら、課題解決に資する具 体的な提案を2次回答で示していただ きたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
4	<p>保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等 (子ども・子育て支援法) 【システム構築等】</p> <p>(管理番号95) ※重点募集テーマ 「デジタル化」</p>	<p>神戸市、福島県、大阪府 (こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省)</p>	<p>保育施設への施設型給付費(公定価格と利用者負担の差額)の支給について、以下の措置を講ずる。</p> <p>①加算の種類が多岐にわたり、事務が煩雑となっているため、整理・統合や申請手続の簡素化を行う。</p> <p>②広域利用(住所地市区町村外に存在する保育施設の利用)の場合、給付費の支給は住所地市区町村が行う一方で、加算認定は施設所在地市区町村が行っており、施設・各地方自治体間での事務が煩雑となっている。このため、広域利用の場合において、給付費の請求・支給に必要な情報を関係者間で共有すること等が可能なプラットフォームを構築する。</p>	<p>公定価格における処遇改善等加算の一本化については、第5回子ども・子育て支援等分科会(2024年2月19日)において、令和7年度に向けて検討を行う旨を報告しており、関係団体等からの意見を聴きながら検討することとしているが、他の加算制度の整理・統合等については、今後継続的に検討してまいりたい。</p> <p>また、今後の施設管理プラットフォームの導入に当たっては、地方自治体、関係団体、民間事業者等から構成される「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」を開催し、検討を行うこととしており、その中で、御指摘の論点も含め、検討することとしている。</p>	<p>○ 処遇改善等加算以外の加算制度全般についても、整理・統合の方向で見直しをお願いしたい。 また、今後新たに加算の種類を追加することで、加算制度がさらに複雑化・増加しないようにしていただきたい。</p> <p>○ 施設管理プラットフォームが広域利用に対応したものとなるよう、「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」等での具体的な検討状況をお示しいただきたい。 また、加算に係る事務処理の負担軽減に資する機能を有するものとなるよう整備していただきたい。</p> <p>○ 施設管理プラットフォームがユーザーにとって使い勝手のよいものになるよう、地方自治体における独自システムの導入状況等の実態や意見を聴取した上で検討を進めていただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	<p>犬の登録及び管理方法の見直し等 (動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法) 【システム構築等】</p> <p>(管理番号 10, 114, 115) ※重点募集テーマ 「デジタル化」</p>	<p>津山市、川崎市、 岡崎市／神戸市 ／神戸市 (厚生労働省、 環境省／厚生労働 省、環境省／ 環境省)</p>	<p>犬の登録及び管理方法の見直し等を求めるもの。</p> <p>①各地方自治体ごとに独自のシステムにより情報の管理を行っており、転出転入時の地方自治体間でのやり取りが文書により行われているため、オンラインにより行うことができる統一的なシステムを構築する。(マイクロチップ情報登録システムの活用等)</p> <p>②狂犬病予防法の特例(※)への参加・不参加地方自治体が混在し、転入時等の事務手続が煩雑となっているため、混在状態を解消する。(各法律に係る登録手数料の同時徴収を可能とすること等)</p> <p>③犬猫のマイクロチップ情報の使用目的が限定されていることから、その範囲を広げる。</p> <p>※ 動物愛護管理法に基づくマイクロチップ情報の環境大臣への登録により、狂犬病予防法に基づく市区町村長への登録申請があったものとみなされるワンストップサービス制度</p>		<p>次項のとおり</p>

関係府省からの第1次回答の概要

※フォローアップ案件は当該年の対応方針

【提案①について】

「全国統一的なシステムを整備すること」については、狂犬病予防法に基づく犬の登録等の手続に関して、原簿の管理方法が各市町村により異なる実態や動物愛護管理法第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」への参加状況も踏まえ、自治体からご意見を伺いつつ、慎重に検討する必要があると考えている。

【提案②について】

動物愛護管理法第39条の7第1項の規定による環境大臣の通知を犬の所在地を管轄する市町村長が受けた場合における犬の登録に係る手数料の徴収については、「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」（令和4年4月8日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡）で示すとおり、各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である。

またその徴収方法についても、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A（第5版）」（令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添）で示すとおり、市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への業務委託等とすることも可能である。

また、狂犬病予防法上の登録手数料については各市町村が徴収し、動物愛護管理法のマイクロチップの登録手数料については指定登録機関である（公社）日本獣医師会が徴収していることから、法制度上、それらをまとめて一括徴収することはできない。

【提案③について】

マイクロチップの制度において、収集した個人情報、個人情報保護法第69条第1項に基づき動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲として、例えば動物愛護管理法第36条に基づき公共の場所において発見された動物の死体を収容した際の所有者への連絡、及び同法第35条に基づき引取りを行った犬又は猫について所有者の発見に必要な範囲内において、利用可能である。

御指摘の「路上死体となった犬猫の所有者への連絡」及び「外飼いの猫の所有者への指導」についても、上述の個人情報が利用可能な場合に該当するか、現場の状況を踏まえて各自自治体において個別に御検討頂くとともに、必要があれば環境省へ個別に御相談頂きたい。

提案募集検討専門部会からの

主な再検討の視点

【提案①について】

○ 厚生労働省において、犬の登録原簿の管理方法について全国調査を行い、実態を把握した上で、原簿のオンライン化を図るよう検討していただきたい。その上で、犬の登録原簿管理と動物愛護管理法上のマイクロチップ情報登録システムを連携させることにより、デジタル化が進むよう検討していただきたい。

【提案②について】

○ 特例制度には約1,400の市区町村が参加しておらず（令和6年7月1日現在）、特例制度への参加団体と不参加団体が混在している状況においては、全国統一的なオンライン化・デジタル化を進めることは困難である。

○ 市区町村の特例制度への参加が進まない背景に、市区町村による事後の手数料徴収が難しいという理由があることは明らかである。

○ そこで、市区町村が特例制度に参加する場合には、狂犬病予防法上の登録手数料についても、指定登録機関に委託することでマイクロチップ情報登録システムにおいて同時に徴収するようシステム改修を検討していただきたい。

その実現を図るために、厚生労働省及び環境省では以下の点について検討していただきたい。

(1) 狂犬病予防法上の登録手数料徴収の委託に当たっては、指定登録機関に対して、事務負担増に係るコスト負担が生じないよう手数料増収分を活用するなど配慮した上で、協力要請すること

(2) 市区町村ごとに狂犬病予防法上の登録手数料に差異があることが支障の1つとなるが、システム改修に当たっては、1つのシステム上で異なる金額を徴収している例（※）を参考にしながら、利用者にとって利用しやすいものとする

※ eLTAX（インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム）については、令和8年9月から使用料等の公金収納にも活用することが見込まれている。

【提案③について】

○ 環境省において、利用可能な典型例については動物愛護管理法施行規則第21条の11に追記し、「マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&A（狂犬病予防法の特例に係るものを除く）

（第6版）（令和6年3月28日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添）」において、利用可能な場合を広範に挙げた上で、わかりやすいものとなるよう改訂していただきたい。

○ また、地方自治体のニーズを把握し、マイクロチップ情報の利活用を図る仕組みを大胆に検討していただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
6	<p>景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること (景観法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号121)</p>	<p>水戸市 (農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>景観計画の策定又は変更に当たっては、都市計画審議会への意見聴取が義務付けられているが、都市計画との整合を図るための必要な措置が講じられることを条件として、当該手続きを不要とする。</p>	<p>景観法においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。</p> <p>なお、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月閣議決定)において、「計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること」とされていることから、都市計画審議会の意見を聴くかどうかについて、地方自治体の判断に委ねるべきではないか。 ○ 都市計画に影響があるまちづくり施策全てにおいて都市計画審議会の意見聴取が必要とされているわけではなく、景観計画の軽微な変更等は意見聴取を不要とすることができるのではないか。 ○ 軽微な変更、都市計画に影響がないものなど、内容によって、都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。あるいは、都市計画審議会において景観審議会等の判断に委ねる項目を決め、当該項目については都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。 ○ 意見聴取の方法として、都市計画審議会において受命した者に意見を聴くことや、書面・メールにより意見を聴くことなど、柔軟に対応できるようにすべきではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	<p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の策定の見直し (建築物の耐震改修の促進に関する法律) 【要綱改正】 (管理番号254)</p>	<p>神戸市 (国土交通省)</p>	<p>社会資本総合整備交付金の対象事業の一つである住宅・建築物耐震改修事業については、令和5年3月の国土交通省の技術的助言(※)により、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、別途、市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同交付金の交付対象とされることとなった。</p> <p>※「住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について(技術的助言)」(令和5年3月2日付国土交通省住宅局市街地建築課長・建築指導課長通知)</p> <p>これを踏まえ、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金においても、上記と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同補助金の交付対象とする。</p>	<p>令和4年度地方分権改革に関する提案募集対応にて発出した、「住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について(技術的助言)」(令和5年3月2日付国住市第87号、国住事防第26号)において、市町村耐震改修促進計画(以下「市町村計画」という。)に「記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当」するとしている。したがって、「市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画」における「市町村計画に記載すべき内容」の部分は、市町村計画と扱っているところ。</p>	<p>○ 各地方自治体において、令和5年の通知は「住宅・建築物耐震改修事業」に限定した市町村計画の取扱いを示したものと認識しているのではない。そのため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金においても、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、市町村計画を策定せずとも同補助金の交付対象となることについて、新たな通知等により、明確化していただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
8	<p>障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し (児童福祉法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号192)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟 (こども家庭庁)</p>	<p>障害児通所支援事業所の従業者の人員基準(従うべき基準)について、利用定員数が国が定める基準(10名)に満たない事業所に限り、「標準」又は「参酌すべき基準」へ見直しを行う。</p>	<p>障害児通所支援事業所の従業者の人員基準は、障害児に提供されるサービスの質を確保する観点や、障害児の安全管理を担保する観点等を踏まえて、都道府県等が条例によって事業所の指定基準を定める際に「従うべき」基準としているところであり、当該基準を「標準とすべき基準」や「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えている。</p> <p>また、指定生活介護事業所や指定通所介護事業所等がそれぞれの基準を満たす場合には、障害児通所支援事業所の従業者の人員基準に関わらず、これらの事業所が共生型事業所として児童発達支援等を提供することが可能となっており、地域の実情に合わせて限られた福祉人材を有効に活用することが可能となっているところである。</p> <p>引き続き、障害児に必要なサービスを身近な地域で提供できるよう、体制の整備を支援してまいりたい。</p>	<p>○ 全国一律の基準では、サービスの質や安全管理以前に、中山間地域等において必要なサービスを受けられない空白地帯が生まれており、法律の趣旨が損なわれている現状があり、「こどもまんなか実行計画2024」においても、地域の支援体制の整備を促進するとされていることから、都市部だけでなく中山間地域等においても着実に障害児支援の提供が図られるよう、柔軟に人員基準を見直すべきではないか。</p> <p>○ 共生型事業所の活用について示されているが、障害児通所支援事業と介護保険事業ではサービスの内容や必要な人材が大きく異なり、共生型事業所としてその両方を実施することができる事業所は極めて少ないため、支障の解決に繋がるものではなく、代案になり得ない。</p> <p>○ 従業者の常勤要件を緩和することや、児童発達支援管理責任者が児童指導員又は保育士の業務を兼任することを認め、かつ当該責任者を児童指導員又は保育士の員数に含めることを可能とするなど、基準の見直しをするべきではないか。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、次回(令和9年度)の障害福祉サービス等報酬改定時に検討する旨の説明があったが、本件は喫緊の課題であることから、先送りすることなく、今年度中に解決策をお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの 第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は 当該年の対応方針	提案募集検討専門部会 からの主な再検討の視点
9	<p>児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し (児童手当法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号292, 293)</p>	<p>町田市 (こども家庭庁)</p>	<p>児童手当制度について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 現行の児童手当制度では、父母等のうち生計を維持する程度の高い者が児童手当の受給者となるため、毎年、受給資格を確認する際に所得審査を行っている。令和6年10月から、児童手当の所得制限が撤廃され、所得を把握する必要性が薄れることから、生計を維持する程度の高い者が受給者になるという考え方を見直し、父母等の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、所得審査を廃止する。</p> <p>② 転入をした際の児童手当の認定は、転出予定日を基準としている。転入先では転出予定日を把握しておらず、転出元の地方自治体に確認しなければならないため、転入日を基準日とするなど、転出元地方自治体に確認せずとも、児童手当の認定ができるような制度にする。</p>		<p>次項のとおり</p>

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

【提案①について】

9 現行の児童手当制度においては、同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう調整するため、父母等のうち生計を維持する程度の高い者を受給者としている。「生計を維持する程度の高い者」としているのは、児童手当の趣旨が養育に係る経済的負担の軽減にあることから、一般的には、家計において中心的な役割を果たしている者に、より当該経済的負担が生じていると考えられるためであり、複数の者が支給要件を満たす場合においても所得の多寡という客観的な基準を用いることで一定程度画一的な処理が可能となっている。児童手当法の改正により、所得制限を撤廃した後においても、こうした調整の必要性は変わらないと考えている。また、こうした調整規定を廃し、父母等の任意により受給資格者を選択できることとした場合（所得の多寡という客観的な基準を用いない場合）には、かえって事務負担が増す可能性があると考えている。なお、「児童手当Q&A集（令和4年7月19日版）」問2-1において「児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的な逆転が生じた場合であっても、（中略）受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一次的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。」としており、過度な事務負担が生じないよう配慮している。

【提案②について】

現行の取扱いであれば、転出元自治体は「転出予定年月日」をもって当該転出者に係る児童手当の支給額及び支給事由消滅処理を行う日を確定させることができるが、「住所を変更した日」を「転入日」とする取扱いに変更すると、転出元の自治体は、転入日が確定するまでこれらの処理を行うことができないこととなる。児童手当法の改正により、児童手当の支給月を隔月の年6回とすることも踏まえると、過誤払いを防止するに当たっては、現行のとおり「住所を変更した日」は「転出予定年月日」と取り扱うことが適切と考えている。

事務負担を軽減するため、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した「転出予定日」の確認について、関係省庁とも協議の上、必要な検討を進めてまいりたい。

【提案①について】

○ 毎年の更新時の所得審査は膨大な件数となっており、多くの地方自治体から、所得制限撤廃に伴い事務負担軽減を図るべきだという声が寄せられている。原則として初回に認定した受給者に継続して支給することとし、所得審査を廃止することにより、二重支給防止を図りつつ、事務負担を軽減できるのではないか。

○ 第1次ヒアリングにおいて、地方自治体へのヒアリングを実施し、事務負担を軽減する方法を検討する旨の説明があったが、年度内の見直しに向けて、方針決定のスケジュールをお示しいただきたい。

【提案②について】

○ 「転出元の自治体は、転入日が確定するまでこれらの処理を行うことができないこととなる。」とあるが、一定期間転入届が提出されない場合には、消滅処理ができるようにする（転出予定日から一定期間経過後）ことで、基準日を転入日に見直すことは考えられないか。

○ システムを活用した「転出予定日」の確認について、システムの改修概要やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	<p>児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長 (児童福祉法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号172)</p>	<p>大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合 (こども家庭庁)</p>	<p>児童の一時保護施設 の環境改善を図るために「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が制定(令和6年内閣府令第27号。令和6年4月1日施行)され、職員の数及び夜間の職員体制について、2年間の経過措置期間が設けられているが、職員の人材育成に必要な期間を確保するために、経過措置期間を5年間に延長することを求める。</p>	<p>本基準については、従来の一時保護施設に対する人員配置に係る基準が十分でなかったことを踏まえて制定したものであり、早急に本基準に基づく体制が全国的に図られるべきものである。</p> <p>一時保護施設の職員配置の引き上げについては、令和3年度以降、継続的に全国の自治体に対して情報提供・注意喚起を行ってきた。</p> <p>その上でなお、職員の確保が困難であること等の自治体の事情を鑑み、2年間の経過措置期間を設けたところ。</p> <p>経過措置期間を2年から5年に延ばすこととなれば、虐待等で傷ついたり、不安や緊張が大変高い状態にあるこどものケアを十分に実施できる体制が構築されない期間が長引くこととなり、こどもに対して適切な支援を実施していく観点から適切ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現実問題として2年間の経過措置期間では対応できない地方自治体が出てきており、経過措置期間の延長を行うべきではないか。 ○ 地域によって一時保護施設の入所率や施設整備状況などの事情が異なることから、個別の実情を踏まえて合理的な経過措置期間を設定すべきではないか。 ○ 人材確保が困難であることに加え、短期間に職員を増員した場合に、専門性の高さゆえに人材育成が追い付かず、経験不足による支援の質の低下やトラブルにつながりかねないのではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
11	<p>地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和 (児童福祉法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号173)</p>	<p>大阪市 (こども家庭庁)</p>	<p>地域型保育事業者(※1)は、集団保育を体験させるための機会の提供など「保育内容に関する支援」等を行う連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)を確保しなければならないこととされている(※2)。しかし、都市部を中心として連携施設の確保が困難であるため、複数の地域型保育事業者が合同で保育を行うなど、地域型保育事業者同士が連携する場合も要件を充たしたこととするよう求める。</p> <p>※1 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者</p> <p>※2 令和6年度末までは、連携施設の確保が著しく困難である場合等についてはその確保を不要とする経過措置が設けられている。</p>	<p>原則として、満3歳未満児を対象とし、利用定員が19人以下である家庭的保育事業等では、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、集団保育の必要性が特に生じてくる2歳児について、定期的な合同保育の場により集団保育の機会を確保すること等を目的として、「保育内容支援」を連携施設の要件の1つとしている。</p> <p>この観点において連携施設の要件のうち、「保育内容支援」と、「代替保育」とでは意義を異にしており、連携施設の要件のうち、「保育内容支援」を「代替保育」と同様に緩和することは適切である。</p> <p>他方で、連携施設に関して、自治体によっては確保に苦慮していることは承知しており、今後、連携施設確保に関する自治体や現場の現状を調査し、その結果も踏まえながら、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長について検討していきたいと考えており、その際、連携施設の要件の在り方も含めた連携施設確保のための検討を行ってまいらる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで10年間の経過措置が講じられてきたところであるが、現在も連携施設の確保に苦慮している状況を踏まえると、地域の実情に応じた連携施設の要件に見直すべきではないか。 ○ 経過措置の期限は令和6年度末に迫っており、事業者にとって事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であるため、早期に延長の方針を示していただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、経過措置期間の延長に当たって要件を付すことを検討している旨の説明があったが、連携施設の確保が困難な状況を踏まえると、新たな要件を付すべきではないのではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	<p>保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し (児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【省令改正】</p> <p>(管理番号 137,209)</p>	<p>城陽市／奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 (こども家庭庁、文部科学省)</p>	<p>保育所等における児童の健康診断は、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされているが、未就学児（特に0～2歳児）では実施困難な項目（視力検査、聴力検査等）があるため、児童の年齢に応じて有効な診断ができるよう、検査項目・実施頻度等の見直しを行う。</p>	<p>保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、地方自治体の実態を調査し、母子保健法に基づく乳幼児健診や専門家の意見も踏まえて検討していく旨の発言があったが、早期に調査を行い、年度内の見直しに向けて、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの 第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年 の対応方針	提案募集検討専門部会 からの主な再検討の視点
13	<p>民生委員・児童委員 の選任要件の見直し (民生委員法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号R5-133)</p>	<p>特別区長会 (こども家庭庁、 厚生労働省)</p>	<p>【令和5年の提案内容】</p> <p>民生委員・児童委員(※1)は、市町村が設置する民生委員推薦会(※2)が都道府県知事に推薦した者を、都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱するものである。</p> <p>民生委員推薦会は「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」を対象に、都道府県知事に候補者を推薦することとされている。</p> <p>※1 民生委員となると、児童委員に充てられるものとされる</p> <p>※2 市町村の区域の実情に通ずる者に対し、市町村長が委嘱</p> <p>近年、民生委員・児童委員の推薦母体の一つである町会・自治会への加入率が低いこと等により、地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員のなり手の確保が困難となっている。</p> <p>このため、在住者に加えて「在勤者」も民生委員・児童委員候補者として推薦可能とするよう見直しを求めるもの。</p> <p>※ 本提案は、令和5年に重点事項として議論され、次項のとおり、対応方針が閣議決定されたもの。</p>	<p>次項のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

13

【令和5年対応方針】

民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 令和5年対応方針を踏まえ、「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」において、地方自治体や関係団体等の意見を取りまとめた上で、早期の提案の実現に向けて必要な措置を講じていただきたい。
- 検討の結果、法改正を含めた制度改革を要することとなった場合、令和7年12月に予定されている民生委員・児童委員の次期一斉改選時に新たな制度の適用が可能となるよう、迅速な制度改革の手続きを進めるとともに、地方自治体や関係団体等への前広な周知を行っていただきたい。また、制度改革の際には、地方自治体等において適切な制度運用が図られるよう事前に調整いただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの 第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該 年の対応方針	提案募集検討専門部会 からの主な再検討の視点
14	<p>中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し (介護保険法) 【法律改正】 (管理番号195)</p>	<p>鳥取県、山形県、 広島県、徳島県 (厚生労働省)</p>	<p>中山間地域においては、訪問介護の担い手不足や年間を通じての利用ニーズが不安定なことから(※1)、訪問介護事業所が減少傾向にある。</p> <p>このため、訪問介護事業所が不足する中山間地域においては、通所介護事業所の職員が利用者の居宅を訪問しサービスを提供した場合においても、報酬算定(※2)を可能とする(※3)よう見直しを求めるもの。</p> <p>※1 訪問介護利用者の要介護度の経年変化に加え、季節要因(積雪等)により、長期間 安定的に訪問介護を利用する者は一部に限られる。 ※2 現行制度において、通所介護事業所は、利用者が通う事業所においてサービスを提供した場合に報酬算定が可能である。また、訪問介護事業所は、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問してサービスを提供した場合に報酬算定が可能である。 ※3 新型コロナウイルス対策として、厚生労働省事務連絡(令和2年2月24日)により、通所介護事業所の職員が居宅で生活している利用者を訪問しサービスを提供した場合においても、報酬算定が可能とする臨時的な措置がなされた。(令和6年3月末で当該臨時的取扱いは終了。)</p>		<p>次項のとおり</p>

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

14

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、居宅で生活している利用者に対して、個別サービス計画の内容を踏まえ、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等、できる限りのサービスを提供した場合に、通所系サービスの報酬区分で算定することを認めたものであって、訪問介護サービスとして提供・算定することを認めたものではない。

一方で、現行制度においても、所定の基準を満たした場合に、通所介護事業所が訪問介護事業所を併設すること自体は妨げているものではないところである。

また、訪問介護を含めた居宅サービスについては、指定居宅サービスとしての基準(人員基準、設備基準等)の一部を満たしていない場合であっても、一定水準をみたまのについて、市町村が必要と認めるときは、「基準該当居宅サービス」として保険給付の対象とすることができる。

- 本提案は、中山間地域においては、訪問介護の担い手不足の問題等から、「基準該当居宅サービス」の人員基準でさえも満たすことが困難な状況にあることを提案の出発点としている。
- 訪問介護事業所が減少傾向にある中山間地域における介護保険事業の現状を十分に踏まえた上で、介護人材の不足等の課題に対応するため、「基準該当居宅サービス」の人員基準等の見直しとともに、通所介護事業所の職員を有効活用できるような柔軟な運用や居宅でサービス提供を行う職員の資格要件の緩和等について検討されたい。
- 具体的には、
 - ・ 訪問介護事業所の職員数の緩和（訪問介護員等を3人以上配置するなどの人員基準を、地域の実情に応じ柔軟に2人での配置も認めつつ、「標準」又は「参酌すべき基準」に見直すこと）
 - ・ 訪問介護員等、サービス提供責任者、管理者の3職の兼務制限の緩和
 - ・ 訪問介護員等の資格要件に、介護職員等としての実務経験を適切に勘案し、一定の条件を満たした場合には、研修課程の一部又は全部を修了したものとみなすことなどにより、新たな介護人材の育成や、通所介護事業所の介護職員から訪問介護事業所の訪問介護員へのステップアップを推進すること
など、中山間地域の限られた地域資源が効果的かつ持続的に活用されるよう配慮されたい。
- また、検討に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月24日事務連絡）」における通所介護事業所が居宅でサービス提供する場合の取扱いが参考になると思われるが、本提案は、必ずしも当該取扱いと同様の取扱いを求めているものではなく、利用者の居宅において、通所介護事業所の報酬体系で、サービス提供・報酬算定が可能となるような柔軟な運用を求めているものである。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会 からの主な再検討の視点
15	司書教諭の設置義務の緩和 (学校図書館法) 【法律改正】 (管理番号199)	八王子市 (文部科学省)	<p>学級の数が12以上の学校には、司書教諭を置かなければならないと法令で規定されている。一方で、当該規定により、人事異動において、教諭の特性・能力等に応じた人事配置よりも司書教諭の配置が優先されるため、教諭の柔軟な人事配置の妨げになっている。</p> <p>このため、司書資格又は司書教諭資格を有する学校司書を配置する等、司書教諭を設置した際と同程度の学校図書館の充実・運用が図られる場合においては、司書教諭の設置を不要とするよう見直しを求めるもの。</p>		次項のとおり

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

15

司書教諭は、学校図書館法第5条第1項により学校図書館の専門的職務を掌るとされており、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施等を行う。

一方、学校司書は、学校図書館法第6条第1項により学校図書館の運営の改善及び向上を図るとされており、児童生徒や教員に対する直接的支援に関する業務（例：児童生徒や教員に対する閲覧・貸出し業務、ガイダンス、情報サービス、読書推進活動等）、間接的支援に関する業務（例：図書館資料の管理、施設・設備の整備、学校図書館の運営等）、教育指導への支援（例：授業のねらいにあった図書館資料の紹介・準備等、教科等の指導に関する支援）を司書教諭や教員とともに行うことが期待されている。

それぞれに異なる役割が定められており、特に司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されていることから、司書教諭講習を受講した教諭でなければならない。

文部科学省としては、司書教諭の役割を定めた学校図書館法第5条第1項の趣旨を鑑みると、司書教諭に求められている職務・役割は教諭でなければ担うことができず、学校司書をもって充てることはできないと考える。

なお、人事配置上の問題である場合、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、「国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講することができるよう改善を図る」とされており、オンラインやオンデマンド形式等多様な受講形態の促進等により受講者の講習の選択肢や受講機会の拡大を促すとともに、各学校へ司書教諭が配置されるよう施策の推進に取り組んでいく。

○ 現行制度は、柔軟な教諭の人事配置の妨げになっている。当該支障を解決し、各学校へ司書教諭が配置されるよう、司書教諭講習修了者を増やすための方策等について、柔軟な制度運用を検討していただきたい。

○ 制度の検討に当たっては、提案団体等へのヒアリングを実施していただきたい。その際には、以下の項目について、適切に把握の上、対応策について検討していただきたい。

・ 学校図書館の現状と課題

（司書教諭と学校司書の連携状況・業務分担等）

・ 司書教諭資格の有無が柔軟な人事配置の妨げになっている現状と課題

（人事異動上の支障、教員の働き方改革の推進等）

・ 司書教諭講習の現状と課題

（講習に必要な科目と単位数の負担、講習修了に要する時間及び労力、講習実施時期や方法等）

・ 司書教諭講習修了者の現状と課題

（修了者の年齢構成・現任教諭と学生の比率等）

○ 提案団体等へのヒアリングを踏まえた上で、具体的な対応策については、司書教諭の充足が厳しい現状において、司書教諭講習の受講機会の拡大を通じて、司書教諭講習修了者数を増やすべく、例えば、以下のような実効性のある案をお示しいただきたい。

・ オンライン・オンデマンド形式の一層の活用を通じた講習受講期間の多様化

（現任教諭の講習受講の期間について、夏休み期間以外でも受講することができるようにするなど、受講機会の拡大を図ること等）

・ 教職課程への司書教諭講習科目の組み入れ

（学習指導要領で学校図書館の利活用が位置づけられていることから、教職課程に組み入れることで、学生の受講機会の拡大を図ること等）

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
16	<p>公立大学法人による出資範囲の拡大 (地方独立行政法人法、産業競争力強化法) 【法律改正】 (管理番号174, 175, 257)</p>	<p>大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合／大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合／東京都、福島県 (総務省、文部科学省、経済産業省／総務省、文部科学省／総務省、文部科学省、経済産業省)</p>	<p>公立大学法人は、出資が可能な範囲が承認ＴＬＯ（特定大学技術移転事業者）等に限定されており、 ①国立大学法人には認められているベンチャーキャピタル・ファンド、コンサル、研修・講習等を行う事業者、教育研究施設管理等事業者、 ②指定国立大学法人には認められている大学発ベンチャーに出資することができず、公立大学での研究成果を社会に還元しにくく、教員の招聘への影響や競争力低下が危惧されている。</p> <p>このため、公立大学法人が、国立大学法人と同様の範囲に出資が可能となるよう見直しを求める。</p>	<p>国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。</p> <p>なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。</p> <p>国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・公立大学の出資範囲のイコールフットィングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。 ○ 指定国立大学法人のみに認められている大学発ベンチャーへの直接出資について、公立大学法人が「一定の基準」を満たしていることを確認するとあるが、この基準を明確に示すべきではないか。 ○ 先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

	提案	提案団体 (関係府 省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
17	<p>財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること (地方自治法) 【政令改正】 (管理番号231)</p>	<p>愛知県 (総務省、 農林水産省)</p>	<p>提案団体では、森林資源を活用した地域振興のため、森林信託制度導入に向けた実現可能性調査を行っており、財産区の森林が候補地に挙げられている。</p> <p>しかし、地方自治法施行令において、普通財産である土地の信託目的が、建物の建築・土地の造成に限定されていることから、森林の施業・管理を目的とした信託を可能とする。</p>	<p>御提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、民間活力の活用による財産の有効活用や財政負担の軽減が期待できる等のメリットがある反面、運用状況によっては信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、関係省庁とも連携し、こうした地方公共団体への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。全国市長会・全国町村会からも財産の有効活用や森林の適正な管理の観点から要望があることを踏まえ、本年度内の政令改正に向けて、速やかにご検討いただきたい。 ○ 森林信託を行った場合のデメリットに関する留意事項の周知については、具体的にどのような内容を想定しているのか、明らかにされたい。 ○ 政令改正を行った際には、森林を所有する財産区を含めて、丁寧に周知されたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
18	<p>家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること (家畜伝染病予防法) 【法律改正】 (管理番号284)</p>	<p>埼玉県 (農林水産省)</p>	<p>都道府県知事は、家畜以外の飼養動物が家畜伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることが発見された場合において、当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、家畜伝染病の発生の状況を把握するため検査を行うことができる。しかし、感染が確認された場合の防疫措置命令などの対応は規定されておらず、家畜に伝染するおそれがあると認める場合でも、家畜以外の飼養動物については、殺処分等の必要な防疫措置が行えない。</p> <p>このため、家畜以外の飼養動物についても、都道府県知事による防疫措置命令が可能となるよう見直しを求める。</p>	<p>家畜伝染病予防法は畜産の振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、家畜に限定して殺処分を求めている。</p> <p>動物園の飼養鳥等は、恒常的な出荷等の流通はなく、一般的には個体毎に管理されていると考えられ、その飼養形態を踏まえれば、動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低いと考えられることから、殺処分という財産権の制約を伴う措置を求める必要性が低い。</p> <p>また、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等の伝染性疾病にかかっていることが発見されまん延防止に必要な等の場合は、同法に基づき、場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限(第10条、第25条の2)、注射・投薬(第31条)等の防疫措置を行うことが可能であるため、殺処分を求めずとも、家畜以外の動物に起因する家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能である。</p> <p>仮に飼養動物について、家畜防疫員の判断で殺処分可能との規定を新設するのであれば、所有者には、家畜伝染病の発生予防・まん延防止措置のため、同法に定める飼養の報告、飼養衛生管理基準遵守、患畜等の通報等が求められ、これらの指導等も必要と考えており、実効性の観点からも極めて困難である。</p>	<p>○ 動物園等の飼養動物における一般的な飼養形態を踏まえれば、家畜伝染病が家畜にまん延するおそれは低いとしても、飼養形態によっては、まん延リスクがあるため、セーフティーネットとして、家畜以外の飼養動物に対する殺処分等の防疫措置命令を可能とすべきではないか。</p> <p>○ 家畜以外の飼養動物について、「場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限」、「注射・投薬」等の防疫措置が可能であるため、「殺処分を求めずとも・家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能」との点については、これらの防疫措置だけでは、家畜へのまん延を完全に防止することはできないのではないか。</p> <p>○ 殺処分を可能とする規定を新設するとした場合に、殺処分以外の義務を課すことは「実効性の観点からも極めて困難である」との点については、家畜以外の飼養動物については、発症後の義務・権限に限りて規定するなど、合理的な差異はあってもよいのではないか。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	<p>最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号242)</p>	<p>栃木県 (環境省)</p>	<p>安定型産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」）の設置については、周辺地域の生活環境への配慮が許可基準として法律で定められている。しかし、地域における総量に関する規制はないため、最終処分場が密集する地域では、地下水汚染等を懸念する声が上がっている。</p> <p>指導要綱による対応には限界があるため、最終処分場が過度に集中する地域について、①総量規制などの立地規制基準を設けるとともに、②設置許可に地域の実情を反映させるため、許可基準を条例で制定できることとするなど、地方の裁量を認める規定を盛り込む。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、許可基準等を設けている。</p> <p>廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事業者に対し生活環境影響調査の実施を求めており、安定型最終処分場であっても埋立作業における大気環境の粉じん、騒音及び振動等が調査項目となっている。</p> <p>また、都道府県知事は、「設置計画の技術上の基準への適合」「周辺地域の生活環境保全等についての適正な配慮」等の条件に適合しない場合には、設置許可をしなければならないとされており、さらに、当該地域の実情に応じて許可に「生活環境の保全上必要な条件」を付することができる。</p> <p>このため、地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっているものと考えられる。</p>	<p>○ 関係府省ヒアリングにおいて、複数の安定型最終処分場が既に立地している地域において、新規に安定型最終処分場が設置されることによる環境負荷の増大を考慮して生活環境への影響を審査することは、現行法の許可基準の適合性の判断において対応可能との見解が示された。</p> <p>この点について、「周辺地域の生活環境保全等についての適正な配慮」に係る裁量の範囲が曖昧であり、地方自治体が苦慮しているため、当該基準の範囲内で、本件支障の解消に資する方策について整理し、地方自治体に周知することを検討すべきではないか。</p> <p>例えば、独自条例を制定し、集中立地地域においては、生活環境影響調査にて地下水汚染の現況把握・予測を行うこととし、その調査結果によっては不許可とすることを定めることが可能か、検討いただきたい。</p> <p>また、このような独自条例の制定が可能であることを、法改正により明文化すべきではないか。</p>

	提案	提案団体 (関係府 省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	<p>大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し (大気汚染防止法) 【通知改正】 (管理番号176)</p>	<p>広島市、新潟県、広島県 (環境省)</p>	<p>近年、大気汚染の状況は大幅に改善されたほか、AIや大気拡散モデル計算等の技術発展により、より精度の高い大気汚染状況の予測ができるようになってきている。しかし、地方自治体による測定局設置の算定基準が見直されていないため測定局数を削減できず、更新・維持管理費用が多大な負担である。このため、測定局設置の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図る。</p>	<p>現行の事務処理基準においては、人口及び可住地面積等による基本的な考え方を示した上で、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとしており、都道府県等は、具体的な測定局の数について、各都道府県等の状況を踏まえて決定することが可能となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次回答にある「地域区分ごと(の)測定局数の調整」は、平成22年3月の事務処理基準の改正により、「都道府県等による測定局数算定の弾力的な運用を可能とする」ために加えられたものだが、実際にどの程度、弾力的な運用が可能となったのか、具体的なエビデンスを示していただきたい。 ○ 現行の人口基準・可住地面積基準は、必ずしも科学的な根拠が明らかではないまま、それぞれ平成17年、昭和46年当時の基準値が用いられており、①大気汚染の改善状況、②測定技術の進展、③測定局の中長期的な維持管理コスト等のエビデンスを踏まえた上で、効率的な常時監視を実現すべく、抜本的に見直すべきではないか。 ○ 同様の観点から、環境濃度レベル・測定項目の特性に対応した測定局数の調整に用いる係数についても抜本的に見直すべきではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
21	<p>建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し (建設機械抵当法) 【法律改正】 (管理番号181)</p>	岡山県、中国地方知事会 (国土交通省)	<p>建設機械に抵当権を設定しようとする際に必要となる、都道府県知事による建設機械への打刻及びその検認について、以下の措置を講ずる。</p> <p>①打刻の実施主体を都道府県知事から申請者等に変更する。</p> <p>②打刻方法の簡素化のため、建設機械への直接の打刻に代えて、打刻した金属板を建設機械に固定することとする。</p>	<p>【提案①について】 打刻の実施主体については、都道府県担当者の立ち会いのもと、申請者が自ら打刻するといった運用が可能であることを明確化することについて検討する。</p> <p>【提案②について】 打刻した金属板を建設機械に溶接するなど、剥離できない状態で固着させることを前提として、打刻した金属板を固定する方法によることも可能であることを明確化することについて検討する。</p>	<p>【提案①について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県による打刻が選択肢として残ることにより、現行と同様の事務体制の維持が求められる。申請者に打刻を任せることに関する都道府県への意向確認や、打刻に係る申請者と都道府県の負担について実態調査を行った上で、都道府県が打刻を行わなくてよくなるような整理ができないかについても検討いただきたい。 ○ また、本打刻は事実行為であるとの説明があったところ、都道府県及び申請者以外の第三者が打刻可能であることを周知することも、対応として考えられるのではないか。 <p>【提案②について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 打刻方法については、航空法との並びや確実な周知の観点から、省令で定めることが適切ではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答 の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対 応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	<p>建築基準法第86条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和 (建築基準法) 【法律改正】 (管理番号258)</p>	<p>東京都 (国土交通省)</p>	<p>現行法上、一団地認定(※)の区域から一部を除外して区域を縮小するためには、現にある一団地認定をいったん取り消した上で、縮小後の区域について新たに認定を取り直す必要がある。この取消しと再認定のそれぞれの手続きについて地権者全員の同意等が必要であることが申請者の負担となっている。</p> <p>このため、一定の要件を満たして一団地認定の区域を縮小する場合は、一部の地権者の同意等を不要とする。</p> <p>※ 建築基準法上、一つの敷地に一つの建築物を建てるのが原則とされるところ、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合には、団地全体を一つの敷地と見なして容積率や建ぺい率等の規定を適用することを可能とするもの。</p>	<p>一団地認定制度において、区域を縮小する場合の実態を調査し、土地の所有者等による全員同意に係る緩和のニーズや区域を縮小する場合の土地の所有者等への影響などを把握した上で、今後の対応について検討する。</p>	<p>○ 今後の人口減少に伴う土地利用の在り方を考えると、取消しと再度の認定という二重の手続きの見直しだけでなく、死亡者や居所不明者等がいる場合の取扱いなど、全員の同意等を必要とするそもそもの手続きについても、より簡便なものとなるよう検討が必要ではないか。</p> <p>○ 区域の縮小だけでなく拡大も視野に入れつつ、中長期的な視点も含め、区域変更の公益的な意義や各地権者に及ぼす影響等を考慮し、手続きの簡素化が可能となるケースを整理していくべきではないか。</p> <p>その際、容積率、建蔽率、日影規制等が変わらないのであれば、生ずる問題は外観等の事実上のものにすぎず、法制的には、財産権の侵害の可能性は非常に低いと解する余地もあるのではないか。</p> <p>○ 実態調査において具体的な事例を踏まえた地方自治体の意見や、全国的なニーズを丁寧に把握し、スケジュール感をもった検討を進めていく必要があるのではないか。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	<p>特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し (特定都市河川浸水被害対策法) 【法律改正】 (管理番号166)</p>	群馬県、新潟県 (国土交通省)	<p>都道府県知事等が特定都市河川(※1)の流域内に設置する標識(※2)については、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県等の条例で設置基準を定めることとされており、事務負担が発生している。</p> <p>このため、国土交通省令で定める基準に従って標識を設置する場合は、条例制定を不要とする。</p> <p>※1 浸水被害対策のために国土交通大臣又は都道府県知事が指定する都市部を流れる河川 ※2 以下の施設等の存在を明示するために都道府県知事等が設置する標識 ① 雨水貯留浸透施設(土地からの流出雨水量を抑制するために設置される貯留槽等) ② 都道府県知事等が指定する保全調整池・貯留機能保全区域(雨水を一時的に貯留する機能を有する特定都市河川沿いの低地等)</p>	<p>特定都市河川法第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項については、それぞれ雨水貯留浸透施設を設置した場合、保全調整池を指定した場合及び貯留機能保全区域を指定した場合に、標識を設置しなければならないことを規定している。</p> <p>この規定については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づく検討の結果、標識については、一律に定められた基準に従うことを義務付けなくても、都道府県において適正な判断がなされることが期待できることから、「国土交通省令に定めるところにより」から「国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることにより」に改めたところ。</p> <p>「求める措置の具体的内容」の検討にあたっては、過去の経緯も踏まえつつ、全国自治体における実態の把握が必要である。</p> <p>このため、当該事務に対応する自治体への調査を実施した上で、国土交通省の対応方針を回答する。</p>	<p>○ 流域治水について、地域で議論するという点では条例制定と親和性の高いテーマと思われ、制定するプロセス自体も大事であると考えられるため、条例の実態を確認するとともに、地方自治体の意向や条例制定に際して求められるサポート等を把握し、取組の一層の進展に向けた観点から対応等を検討いただきたい。</p>